

包括的経済貿易協定 (CETA) および環大西洋貿易投資パートナーシップ協定 (TTIP) の社会的基準への影響

Reingard Zimmer (2016) "Auswirkungen von CETA und TTIP auf soziale Standards," *Soziales Recht*, 2/2016, S. 62-76.

山口大学講師 井川 志郎

WTOの多角的貿易交渉が行き詰まりをみせ、貿易自由化の主戦場は二国間あるいは特定地域での協定交渉に移っている。投資保護についても、OECDが試みた多国間投資協定(MAI)の構想がとん挫し、同様である。さらには、自由貿易協定と投資保護を抱き合わせる傾向も生じてきている。わが国が参加するTPPも、先般交渉妥結に至った日欧EPAも、以上のような世界的な流れの中に位置づけることができる。

日欧EPAの相手方であるEUも、かかる流れの中で複数の協定を交渉ないし妥結している。米国とは環大西洋貿易投資パートナーシップ協定(TTIP)が交渉されているし、カナダとの間では、包括的経済貿易協定(CETA)が締結され、これは2017年9月21日より暫定適用が開始されている。ところがこれらの諸協定をめぐるのは、労働法のような社会的基準に対する影響が問題になる。本論文は、かかる問題に法的な観点から(も)検討を加えるものである。

最初に指摘されるのは、交渉の主体ならびに交渉上の行動原理となる価値および利益が、重要な意味を有するということである。そして後者に関しては、一般的に自由貿易協定の目的は貿易障壁の撤廃であって、賃金コスト競争や社会的基準の引き下げは成長を促進するものとみなされるとされている。CETAにおいてもTTIPにおいてもそれが当てはまる。それゆえ、両協定の第一義的目的は物品およびサービスのための市場開放であり、自由化および投資保護についての規定が支配的であるという。そしてかかるアプローチは、力関係の不均衡ゆえに弱い当事者である労働者を保護しようとする労働法の基本的考え方と対立する、と結論付けられている。

本論文は続けて、上述したような今日の自由貿易・投資協定に至る歴史的展開を概観した後、それらの協定が結果として与える経済的影響および労働市場への影響について、論じている。

しかし本論文においてより興味を惹かれるのは、その後に行われている法的な検討である。すなわち本論文は、自由貿易・投資協定の規定内容が、各国の社会的基準に対しどのように作用しうるのかを、協定上の規定の解釈を織り交ぜながら整理検討している。第一に、とりわけ既に締結されているCETAの具体的条文を挙げながら、投資保護の実体面と手続面の双方から、かかる検討を行っている。第二に、自由貿易・投資協定に盛り込まれることのある労働章の影響の程度を検討している。以下これらについて、順に紹介していこう(紙幅の関係上投資保護手続の面は割愛)。

本論文によれば、投資保護規定には、①差別禁止、②公正衡平取扱い、③収用の禁止が含まれる。このうち差別禁止とは、内国民待遇と最恵国待遇の義務を指している。この2つの義務は、物品・サービス貿易の自由化のための規定としてもみられるものである。

投資保護規定としての内国民待遇は、締約国が、外国の投資家(および保護対象投資)に対して、比較可能な状況にある国内の投資家に対するよりも不利な取扱いをすることを禁ずるものである(CETAでは第8章第8.6条第1項)。EU法上も加盟国間で自由移動原則によって同様の保護があり、EUにとっては特に目新しいものではない(まさにそのEUの経験から、わが国が学びうることもあるように思われるのだが)。内国民待遇には事実上の差別も含まれ、形式的には中立的で全ての者に適用される措置であっても、問題になりうる。それにより外国の投資家に不均衡に大きな影響があるような場合が、そうである。

対して最恵国待遇は、締約国が、相手国の投資家に対して、第三国の投資家に対するよりも不利な取扱いをすることを禁ずるものである(CETAでは第8章第8.7条第1項)。これは、有利不利の基準として第三国との投資協定をいわば変動的に参照(dynamische Verweisung)するもので、将来の投資協定が意図せ

ぬ保護をもたらすこともありうる。さらに、ドイツにとっては、古い二国間投資協定の参照が行われることでも、意図しない投資保護がもたらされる可能性が指摘されている。すなわち、ドイツがエチオピア、トーゴそしてオマーンといった国々と50～60年代に締結した協定には、これらの国々に進出するドイツ企業を保護するため、企業設立または企業買収をした投資家が当該企業を継続的に監督経営することを保障する規定が置かれているところ、かかる規定は、カナダや米国の企業がドイツの企業共同決定を問題として取り上げるために利用される可能性があるという。

次に、投資保護協定において一般条項として作用する公正衡平取扱い (fair and equitable treatment) についてである。これは、CETA では第8章第8.10条1項に定められている。本論文によれば、公正衡平取扱いはこれまでの仲裁実務をみると広く解されており、大半の仲裁手続で援用されているという。CETA では、具体的な違反行為として、①司法手続の拒否、②適正手続違反、③明らかな恣意性、④差別、そして⑤濫用的取扱いが列挙されている (同第2項)。これらの規定の適用にあたっては、投資家の「正当な期待 (legitimate expectation)」という漠然とした概念を考慮に入れることができ (同第4項)、かかる概念は投資家の保護を強化するものだとされている。

最後に、取用の禁止である。投資保護規定としての取用の禁止は、直接および間接のものを含み、許容される取用を行う場合にも補償が求められる (CETA では第8章第8.12条第1項)。本論文によれば、社会的基準との関係で問題なのは、「間接取用」の概念に、投資の価値を減ずるような規制措置が含まれることであり、そして、CETA には例外的に許容されるための正当化事由として社会的基準が挙げられていないことである。しかも、仮に正当化事由として認められるとしても、目的との関係で過度に厳しいものでないことが求められている (CETA 附属書8-A 第3項)。(おそらくドイツ) 国内憲法上の取用概念とは異なって、国際投資協定に基づく仲裁実務においては、間接取用概念は広範に解されるため、使用者にコストを生じさせるような労働者保護規制が、以上のような枠組みで問題にされる可能性がある。例えば、最低賃金の大きな引き上げ、解雇規制の強化、派遣労働者への完全な同一賃金、さらには、事業所共同決定の拡大が、外国投資家の投資価値を減ずるものとして問題とされうる。

以上の規定に対して、労働法や社会保障法上の保護規定が一般的例外 (CETA では第28章第28.3条) として認められれば、影響は避けられるが、本論文はこれについて疑念があるという。

自由貿易・投資協定に労働章のような社会的側面を扱う章が設けられることも、今日では珍しくないが、本論文では、その影響の程度にも疑念が示されている。まず内容面でいって、明確な社会的基準が協定内に設けられる場合も、たいてい、既に締約国が批准しているILO条約に依拠したものである。また、手続的にみても、EUが締結するすべての自由貿易協定においては、社会的基準違反については協定上の通常の制裁手続から除外され、国家間対話しか用意されていないし、米国の貿易協定のように制裁手続の対象となっている場合でも、実際の制裁発動のハードルは高い。せめて、社会的基準が定められることによって、投資保護規定への制限を正当化する方向に作用すればよいが、本論文によれば、その可能性も低いという。

以上の検討のうえで、本論文は、投資保護規定と国内労働法との間に緊張関係があるとの結論を導く。

本論文には、それでは両者の緊張関係をどのように解決しうるのかにつき提案がない点で物足りなさが否めず、また、国際投資協定についての研究で既に明らかにされていることの抽象的な要約にとどまるような部分もあった。しかし、自由貿易・投資協定の法的な含意を労働法と関連付けて論じていることそれ自体が新鮮であり、示唆に富む指摘も多い。なお、紹介できなかったが、公共調達における社会的基準への配慮が、自由貿易・投資協定上の公共調達の開放規定によって危険にさらされる可能性が指摘されている点も、興味深い。いずれも、わが国にとって他人事では済まないトピックであろう。

ちなみに筆者によれば (2018年2月23日ヒアリング)、ここでの緊張関係は、EUが経済統合過程で労働法との間に抱える緊張関係と構造的には似ており、しかしEUが決定的に異なるのは、社会政策領域で固有の立法権限を与えられていることだという。

*本稿はJSPS科研費JP17H06898の助成を受けたものである。

いかわ・しろう 山口大学経済学部講師。最近の主な論文に「ヨーロッパ労働法研究序説——経済統合との関係にみるEEC社会政策の形成過程」法学新報121巻7・8号(2014年)635頁。労働法専攻。